

「黒潮町空き家住宅改修費等補助金」について

概要：空き家を賃貸する場合に限り、予算の範囲内で修繕や荷物処分等に係る費用を補助します

目的：対象となる方の経済的負担の軽減と移住・定住促進を図ることを目的とします

内容：補助限度額：**50万円** 補助率：**10/10** ※詳細は右記「補助事業別表」を参照

対象：空き家所有者または利用者（相続関係にある者を除く）

留意点：事業を実施した物件に居住がなくなった場合、10年間は空き家バンクへの登録が必要です
本年度3月10日までに事業が完了する必要があります

○補助事業別表

事業区分	対象物件	対象者	対象経費	限度額	補助率	要件
空き家住宅改修等（耐震）	昭和56年5月末以前に建築された木造住宅	所有者	対象物件の改修及び荷物処分に要する経費（産業廃棄物及び家電リサイクル法に該当するものを除く）	50万円	10/10	目的のために利用する耐震性を有するまたはその見込みのある空き家
空き家住宅改修等（その他）	上記以外の住宅	所有者または利用者				目的のために利用する空き家

補助事業の流れ



① 申請

修繕等を実施する前に、実施する内容と金額がわかるもの（見積書等）を添付し、申請書を提出します。



② 審査

申請の内容を審査し、適正な内容であれば補助金の交付を決定し、通知します。



③ 修繕

通知を受け、申請した内容のとおり修繕等を実施します。
※申請した内容から変更がある場合、事前に変更申請が必要です



④ 検査

修繕が完了した後、実績報告書を提出いただき、内容が適正であるか検査をし、結果を通知します。



⑤ 補助金支払

通知を受け、補助金の請求書を提出いただき、申請者の口座に入金します。
※修繕業者の補助金代理受領が可能です

※ 上記はおおまかな流れをあらわしたものです

○お問い合わせ先 黒潮町役場 総務課 企画振興係まで
Tel (0880) - 43-2177